

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び
令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金
の差押禁止等について（周知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1250

令和6年4月9日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2164、2260)
FAX : 03-3503-2167

事務連絡
令和6年4月9日

都道府県
市区町村
介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局介護保険計画課

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び
令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金の差押禁止等について（周知）

平素より介護保険制度の円滑な運営に格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、石川県より、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町及び七尾市が対象）及び令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（石川県内全域が対象）が支給されることとなりました。

また、これらの給付金の差押を禁止する等を規定する法律「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和6年法律第13号）」が4月5日に公布、施行されました。その主な内容は、別添のとおりですので、内容を御了知いただくとともに、関係団体への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

（参考1）石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金概要（石川県ウェブサイト）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/aratanakyuuhekin.html>

（参考2）令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金概要（石川県ウェブサイト）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6rishiJosei.html>

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金 に係る差押禁止等に関する法律 概要

趣 旨

令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとすること。

一 差押禁止等の対象

● 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金

令和6年能登半島地震災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅再建支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、地域福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次のもの

- 1 地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者等のいる世帯等に対して給付金を支給することを目的とする国の交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金
- 2 1の給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの

二 差押禁止等

- 1 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止すること。
- 2 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭について差し押さえることを禁止すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金についても適用すること(ただし、施行前の差押え等は有効)。



(号外) 独立行政法人国印印刷局

本号で公布された法令のあらまし

◇ 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律 (法律第一三号)

(三) 権利の差押等の禁止
令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないことをとした。(第三条第一項関係)

御名

御璽

令和6年4月5日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十三号

(趣旨)

令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律

第一條 この法律は、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなつた者に適用する。

法

律

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

